

第 号議案

富良野市情報共有と市民参加のルール条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛俊

改正後	改正前
<p>(市民参加手続の対象)</p> <p>第5条 市は、次に掲げる市の仕事を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる条例、規則の制定又は改廃</p> <p>ア 市民が負担する料金の額及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p><u>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こすことを定める規定</u></p> <p><u>ウ 市税の税率の引上げ(標準税率がある税率の引上げであってその標準税率を超えないものを除く。)を目的とする規定</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>アからエまでに掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割について定める規定</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、前項の規定により市民参加手続を行わないこととした<u>ものうち、同項第4号に該当する場合は、これを公表します。</u></p>	<p>(市民参加手続の対象)</p> <p>第5条 市は、次に掲げる市の仕事を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる条例、規則の制定又は改廃</p> <p>ア 市民が負担する料金の額、<u>市税の税率(国民健康保険税にあつては、課税要素の額の算定方法)</u>及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割について定める規定</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、前項の規定により市民参加手続を行わないこととした<u>ものについて、これを公表します。</u></p>

改正後	改正前
4 (略)	4 (略)

〔提出理由〕